

審 査 基 準

令和2年8月19日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第21条の5第1項又は第21条の6第1項
処 分 の 概 要：古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則 第19条の4（古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の5（古物競りあっせん業者に係る認定の申請欠格事由） 第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 第19条の11（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の5、第19条の12 （外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：40日
申 請 先：申請に係る主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全（第一）課
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部生活安全全部生活安全総務課営業第一係 ☎ 045-211-1212 内線3037
備 考：